

## 委託契約書(案)

1 委託業務の名称	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
2 契約期間	契約締結日から令和7年7月19日まで
3 業務場所	奈良市役所期日前投票所(奈良市二条大路南一丁目1番1号) 奈良市立西部公民館期日前投票所(奈良市学園南三丁目1番5号) 奈良市北福祉センター期日前投票所(奈良市右京一丁目1番地の4) 奈良県経済倶楽部ビル期日前投票所(奈良市東向中町6番地) ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所(奈良市西大寺東町二丁目4番1号) 奈良市都祁行政センター期日前投票所(奈良市都祁白石町1026番地の1)
4 業務期間	令和7年 月 日( )から令和7年7月19日(土)まで (各期日前投票所の開設期間は仕様書のとおり)
5 委託料	金 円 (消費税及び地方消費税 円を含む。)
6 契約保証金	奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、奈良市を委託者とし、 を  
受託者とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)の処理を受託者に委託し、  
受託者は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 受託者は、頭書の委託料をもって、頭書の契約期間内に、委託業務を別紙仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき処理しなければならない。

2 受託者は、委託業務の処理について、仕様書に明記されていない事項については、委託者の指示を受けるものとする。

(調査等)

第3条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(器具材料の負担等)

第4条 受託者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等(仕様書において委託者が用意すると定めるものを除く。)を負担するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせては

ならない。

- 2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受託者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(業務管理責任者等)

- 第7条 受託者は、業務履行について、管理、監督する業務管理責任者及び業務管理責任者を補佐する業務管理副責任者を定め、委託者に通知するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 受託者及びその業務の従事者(従事していた者を含む。)は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

- 2 受託者は、その業務の従事者(従事していた者を含む。)に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

- 3 受託者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

- 第9条 受託者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務完了の報告及び確認等)

- 第10条 受託者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受託者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、委託者の確認を受けるものとする。

(委託料の支払)

- 第11条 受託者は、委託業務の完了について委託者の確認を受けた後、契約料の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

(委託期間の延長)

- 第12条 受託者は、その責めに帰することができない理由により、契約期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞等)

第13条 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は、違約金を付して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、委託者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

（委託業務の内容の変更等）

第14条 委託者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

（1）正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。

（2）この契約に基づく委託者の指示に従わず、又は委託者の調査に協力しないとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 委託者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受託者がこれにより被る損害については、委託者は、その責めを負わない。

（委託者の催告によらない解除権）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（1）この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- (2) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 受託者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (9) 受託者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
  - (10) この契約に基づく調査において委託者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
  - (11) 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
  - (12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
  - (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
  - (15) 前各号に掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、委託者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 2 受託者が次に掲げる場合に該当するときは、委託者は、前条の催告をすることなく、直

ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受託者は、第1項第1号に該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告によらない解除権)

第19条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第14条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、委託者及び受託者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

委託者 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲川元庸

受託者

別記（契約第8条関係）

### 奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により委託者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受託者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、委託者の事務所に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受託者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受託者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受託者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により委託者に申請しなければならない。

3 委託者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様

式第5号)により再委託を承認するものとする。

4 受託者は、委託者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受託者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受託者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、委託者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)する場合について準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受託者は、委託者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

(2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。

(3) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(5) 事前に委託者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

(7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故(以下「漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。

(9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第

三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、委託者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受託者は、業務が終了した場合は、個人情報を委託者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により委託者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 委託者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、委託者は、受託者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 受託者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

## 作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受託者) 所在地(住所)  
名称(商号)  
代表者名  
連絡先 ( )

以下のとおり報告します。

業務名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)		
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

## 作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受託者) 所在地 (住所)  
 名称 (商号)  
 代表者名  
 連絡先 ( )

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名	期日前投票所運営業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)			
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				/
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受託者）所在地（住所）  
名称（商号）  
代表者名  
連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
契約年月日	年 月 日
所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受託者) 所在地(住所)  
 名称(商号)  
 代表者名  
 連絡先 ( )

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

（記号）第 号  
年 月 日

### 再委託承認書

（受託者）所在地（住所）  
名称（商号）  
代表者名  
連絡先

奈良市長  
（公印省略）

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業務名	期日前投票所運營業務委託 （参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙）
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

(受託者) 所在地 (住所)  
 名称 (商号)  
 代表者名  
 連絡先 ( )

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他 ( )
情報の名称 (内容)	
受領者及び受領日	(所在地) (名称・商号) (連絡先) (受領者氏名) (受領日) 年 月 日
預り期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法 (予定)	

情報の名称 (内容) には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

## 個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

(受託者) 所在地 (住所)  
名称 (商号)  
代表者名  
連絡先 ( )

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

### 備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

## 漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受託者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	期日前投票所運營業務委託 (参議院議員通常選挙並びに市長選挙及び市議会議員選挙)
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 (発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。)	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	( ) 人 (発覚した時点で把握した概数を記載すること。)
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無 (被害がある場合は、その内容)	

